

青梅市御岳交流センター

指定管理者募集要領

令和 8 年 9 月

青梅市地域経済部シティプロモーション課

第 1 目的

この募集要領は、青梅市御岳交流センター条例（平成 25 年条例第 28 号。以下「センター条例」という。）および青梅市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年条例第 37 号。以下「手続条例」という。）の規定にもとづき、指定管理者として青梅市御岳交流センターの管理を行おうとする法人その他の団体または共同企業体を公募するために必要な事項を定めるものです。

第 2 施設の概要

1 施設の名称

青梅市御岳交流センター

2 所在地

東京都青梅市御岳本町 362 番地の 8

3 設置目的

青梅市御岳交流センター（以下「センター」という。）は、御岳渓谷から御岳山までの地域（以下「御岳エリア」という。）を中心とした観光情報を発信するとともに、御岳エリアにおける自然を生かしたスポーツ・レクリエーション活動の促進を図り、かつ、地域の活性化を図るための拠点施設として設置

4 建物概要

(1) 構造 鉄筋コンクリート造地上 1 階地下 1 階建て

(2) 敷地面積 1, 122.56 平方メートル

(3) 建築面積

ア 1 階床面積 186.90 平方メートル

イ 地下 1 階床面積 222.50 平方メートル

ウ 延床面積 409.40 平方メートル

(4) 施設概要

区 分	面 積 (㎡)	備 考
交流室	83.66	定員 40 人
多目的室	20.85	定員 10 人
管理人室	10.65	
湯沸室	3.40	

区 分	面 積 (㎡)	備 考
男子シャワー室	1 0 . 3 3	
女子シャワー室	9 . 1 1	
カヌー艇庫	1 2 2 . 8 1	1 0 0 艇収容
ボルダリング体験場	—	建物外部西側壁面
男子トイレ (1 階)	7 . 0 4	
女子トイレ (1 階)	7 . 8 2	
だれでもトイレ (1 階)	5 . 4 3	
男子トイレ (地下1 階)	5 . 5 3	
女子トイレ (地下1 階)	5 . 3 5	
駐車場	—	建物東側 1 6 台

第 3 指定管理者が行う管理の基準

1 休館日

- (1) 毎月第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日とします。
- (2) 1月1日から同月3日まで
- (3) 12月29日から同月31日まで

2 施設の使用時間

- (1) 施設の使用時間は次のとおりとする。

ア 施設（駐車場を除く。）の使用時間 午前9時から午後5時まで
イ 駐車場の使用時間 午前7時から午後7時まで（1月、2月および12月は、午前9時から午後5時まで）

※駐車場は、令和10年5月頃（予定）まで、御岳小橋架け替え工事の作業ヤードとなるため、使用できません。

- (2) 原則として7月から9月まで（以下「夏季期間」という。）は、前記(1)の使用時間を午後8時まで延長する。
- (3) その他青梅市長（以下「市長」という。）が特に必要と認めるときは、前記(1)および(2)の使用時間の短縮または延長ならびに夏季期間の始期および終期の変更をすることができる。

3 法令等の遵守

センター条例および青梅市御岳交流センター条例施行規則（平成26年規則第11号）、その他関係法令等に従ってください。

第4 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 センター条例第20条に規定する業務に関する事。
- 2 センターの利用の承認、その取消しその他利用に関する事。
- 3 センターの施設および設備の維持管理に関する事。
- 4 その他センターの管理運営に必要な業務に関する事。

なお、具体的な業務内容、履行方法等については、別紙1「青梅市御岳交流センター指定管理者管理運営業務基準（以下「業務基準」という。）」によります。

第5 指定管理者が管理する期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

第6 利用料金

- 1 利用料金の収受

利用料金については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項および第9項ならびにセンター条例第21条第1項の規定にもとづき、指定管理者の収入として収受できます。

- 2 利用料金の減免

指定管理者は、センター条例第21条第7項の規定にもとづき、利用料金の減額または免除をすることができるものとします。

- 3 その他

その他利用料金の取扱いについては、センター条例第21条の規定（同条第1項および第7項を除く。）にもとづき行うものとします。

第7 申請ができるものの資格

この募集要領により指定管理者の指定の申請をすることができる法人その他の団体または共同企業体（以下「団体等」という。）は、次に掲げる要件に該当する団体等とします。

- 1 東京都の区域内の市町村（島しょ部を除く。以下同じ。）に本店、支店、営業所等を有している団体等であること（ただし、共同企業体の場合は構成団体のうち、東京都の区域内の市町村に事務所を置く法人等を代表団体として定めるとともに、責任割合を最大とする必要があります。）。

- 2 前記第5に定める指定管理者が管理する期間（以下「指定期間」という。）中、安全かつ円滑にセンターの管理運営を行い、地域の活性化を図るための拠点施設としてサービスを安定して提供できる団体等であること。
- 3 後記第11に定める施設見学会に参加していること。
- 4 次のいずれにも該当しない団体等であること（共同企業体の場合は全ての構成団体において該当しないこと。）。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
 - (2) 特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持または反対することを目的としたもの
 - (3) 手続条例第11条の規定に抵触するもの
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生または再生手続が開始されているもの
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびそれらの利益となる活動を行うものならびに青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日実施）別表に掲げる措置要件に該当するもの
 - (6) 国税および地方税に未納（納期限が到来していないものを除く。）があるもの

第8 申請における留意事項

- 1 申請は、1団体等につき1件とします。
- 2 共同企業体として応募した場合において、構成団体は、他の共同企業体の構成団体となることはできません。
- 3 単独で応募した法人その他の団体は、共同企業体の構成団体となることはできません。
- 4 提出された書類の内容を変更することはできません。
- 5 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- 6 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- 7 申請後に辞退する場合は、その旨を必ず書面にて届け出てください。

様式は任意です。

8 申請書類は、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）の規定により公開することがあります。

9 その他次の要件に該当したときは、選定審査の対象から除外するものとします。

(1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。

(2) 提出書類に虚偽または不正があったとき。

(3) 募集要領に違反または著しく逸脱したとき。

(4) 提出書類等の提出期間を経過してから提出書類が提出されたとき。

(5) その他不正な行為があったとき。

第9 申請に必要な書類

この募集要領により指定管理者の指定を受けようとする法人および団体等は、青梅市公の施設にかかる指定管理者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に提出してください。共同企業体による応募の場合は、共同企業体の名称で申請を行い、代表団体と構成団体が明確に分かるよう記載してください。申請書の記名については全ての構成団体について行ってください。

1 指定期間における事業計画書および収支予算書

事業計画書および収支予算書の作成に当たっては、第15に規定する選定の基準を踏まえた上で、センターの設置目的に応じた管理運営を行うに当たっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。

また、次に掲げる項目についても具体的に記載してください。

(1) 管理運営に当たっての基本方針

(2) 指定管理者が行う業務について、各年度の具体的な運営内容および具体的な支出項目の積算内訳

(3) 個人情報保護の観点から、個人情報の取扱いについての考え方、対応方法その他特記事項

(4) 苦情処理および自己評価の対応についての考え方および対応方法等

(5) 災害、事故等の際における危機管理対応方法等

(6) 本業務の一部を青梅市の承諾を得て第三者に委託しようとするときは、その内容、委託先の選定方法、予定金額などを含めた外部委

託の方針

2 団体等に関する書類（共同企業体の場合は、全ての構成団体について提出してください。）

- (1) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書（原本の提示があれば写し可）
- (3) 非法人の場合は、代表者について、市区町村長が発行する身分証明書（原本の提示があれば写し可）
- (4) 指定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書および財産目録またはこれらに相当する書類
- (5) 指定の申請をする日の属する事業年度における、団体等の事業計画書および収支予算書
- (6) 団体等の役員の名簿ならびに組織および運営に関する事項について記載した書類またはこれらに相当する書類（本社および事業所の所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売上高等を記載した書類）
- (7) 指定管理者の指定申請における申請の資格に関する申立書（様式第2号）
- (8) 納税に関する書類

対 象	書 類 の 内 容
国税および地方税の納税義務がある団体等	法人税、消費税および地方消費税、法人事業税、法人住民税ならびに法人市民税（東京都23区内に事務所を有している法人を除く。）に未納（納期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類（法人税、消費税および地方消費税については、様式その3または様式その3の3を提出） なお、上記のうち、納税額がない税目がある場合は、指定管理者の指定申請における団体等の納税義務に関する申立書（様式第3号）

国税および地方税 の納税義務がない 団体等	指定管理者の指定申請における団体等の納 税義務に関する申立書（様式第3号） 代表者の所得税および市民税に未納（納期限 が到来していないものを除く。）がないことを 証明する書類
-----------------------------	---

(9) 共同企業体の場合は、協定書および構成員表（全て様式任意、写し可）

3 その他

必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります。

第10 募集要領の配布

1 配布期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで

2 配布方法

青梅市ホームページからのダウンロードまたは次の配布場所での配布

(1) 配布場所

青梅市地域経済部シティプロモーション課観光係（青梅市役所3階）

(2) 配布時間

土曜日、日曜日および休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(3) 費用

募集要領は、無料で配布します。

(4) その他

郵送またはファクシミリによる配布は行いません。

第11 施設見学会の開催

センターの施設見学会を開催します。単独で応募する団体は1団体につき2人まで、共同企業体の場合は各構成団体から1人ずつの参加とします。応募予定団体等は現地施設見学会に必ず参加してください。

1 施設見学会

(1) 開催日時 1時間程度

ア 令和8年9月8日（火）

- (ア) 午前 9 時 3 0 分から
- (イ) 午前 1 1 時から
- (ウ) 午後 1 時から
- (エ) 午後 2 時 3 0 分から
- (オ) 午後 4 時から
- イ 令和 8 年 9 月 1 0 日 (木)

- (ア) 午前 9 時 3 0 分から
- (イ) 午前 1 1 時から
- (2) 開催場所 青梅市御岳交流センター

2 申込期日および申込方法

参加を希望する団体等は、令和 8 年 9 月 7 日 (月) 正午までに、下記連絡先まで電話にて、団体等の名称および参加者氏名を連絡ください。

3 施設見学会の申込連絡先

青梅市地域経済部シティプロモーション課観光係
電話番号 0428-22-1111 (内線 2308)

第 1 2 指定管理者に関する質問

指定管理者の業務内容、施設設備等に質問がある場合は、任意の質問書を作成し、令和 8 年 9 月 1 1 日 (金) 正午までに、電子メールで提出してください。

令和 8 年 9 月 1 8 日 (金) 午後 5 時以降に青梅市ホームページに回答を掲載します。

提出先 青梅市地域経済部シティプロモーション課観光係
電子メール div2070@city.ome.lg.jp

第 1 3 申請方法

1 申請期間

令和 8 年 9 月 2 4 日 (木) から令和 8 年 9 月 3 0 日 (水) まで (土曜日および日曜日を除く。)

2 申請時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで (正午から午後 1 時までの間を除く。)

3 申請場所

青梅市地域経済部シティプロモーション課観光係(青梅市役所3階)

4 申請方法

申請書を1部作成し、申請に必要な書類(各1部。ただし、指定期間における事業計画書および収支予算書については7部)を添え、直接持参してください。

受付時に関係書類一式を確認した上で受理します。書類に不備があると受理できませんので、時間に余裕をもって申請してください。

また、郵送、ファクシミリまたは電子メールによる申請はできません。

第14 選定方法

青梅市指定管理者選定委員会による審査を経て、候補者を選定します。審査は、書類および面接審査(プレゼンテーション)により実施します。

また、面接審査の日程は次のとおりとし、選定の結果は、書面で通知します。

1 開催日時 令和8年10月6日(火)

時間については、別途連絡します。

2 集合場所 青梅市役所5階501会議室(青梅市東青梅1丁目11番地の1)

3 審査時間 35分(説明15分、質疑応答20分)程度を予定しています。

4 その他

(1) プレゼンテーション用の資料については、第15に規定する選定の基準を参考に作成してください。

(2) プレゼンテーションの実施に当たって、スクリーンおよびプロジェクター(HDMI対応)はこちらで用意しますが、プレゼンテーションに必要な機材は各団体で用意してください。

また、プレゼンテーション参加者は、機材の操作を行う者も含め4名以内とし、グループの場合は、各構成団体の者が1名以上参加してください。

(3) プレゼンテーションの順番は原則として申請受付順とし、時間については後日電子メールで通知します。

- (4) 辞退等によりプレゼンテーションが1社となった場合でも、面接審査を実施します。

第15 選定の基準

次の各項目にもとづいてそれぞれ審査します。

- 1 公の施設について市民の平等な利用が確保されること。
 - (1) 団体運営の透明性・公正性
 - ア 施設の利用に関し透明性・公平性を維持する考え方と具体的方策を持っているか。
 - (2) 団体運営における法令等の遵守状況
 - ア 業務運営における法令等の遵守および個人情報保護対策が講じられているか。
 - (3) 利用者への対応（接遇）
 - ア 要望など、利用者の声を具体的な事業に反映させる仕組みが確立しているか。
 - イ 苦情などへ迅速に対応する体制が講じられているか。
- 2 事業計画書等の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
 - (1) 効率運営、効率化への取組
 - ア 提示額の優位性はあるか（見積金額の評点）。
 - イ 業務基準に示された事業の実施について、創意工夫が図られているか。
 - ウ 自主事業の実施等、サービス向上を図り、利用者の増加につながる方策を考えているか。
 - エ 業務について、自己評価の体制、基準が整っているか。
- 3 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること。
 - (1) 団体の安定性・継続性
 - ア 団体の財政基盤（経営・収支）は安定しているか。
 - イ 施設管理に関する知識を有しているか。
 - (2) 施設管理の安全性への配慮
 - ア 事故や災害等の緊急時における対応等、危機管理体制を考えているか。

イ 施設管理手法および維持管理体制が明確になっており、安全性・安定性が配慮されているか。

(3) 運営実績

ア 定款・規約等に同種の業務内容が記載されているか。

イ 同種の施設管理業務の実績があるか。

(4) 職員体制、職員育成等

ア 管理責任者、従事者、新任者等に対する研修、指導育成体制は整備されているか。

イ 資格を有する者や業務に精通している者等、適正な従事者の配置体制が明確になっているか。

ウ 休暇・退職等の際の従事者の補充体制は十分か。

4 その他

(1) 受託への意欲・熱意

ア 応募の動機がしっかりしており、施設の管理運営の考え方の妥当性、意欲が感じられるか。

(2) 青梅市内の雇用創出および地域貢献

ア 青梅市内の雇用創出が期待できるか。

イ 地域貢献を考えているか。（特に、大規模災害発生時において、青梅市自治会連合会第5支会が本施設を一時避難場所として運営することについての考えについて記述してください。）

第16 協定の締結

青梅市（以下「市」という。）は、指定管理者の候補者として選定した団体との協議を踏まえ仮協定を締結します。その後、青梅市議会の議決後に候補者を指定管理者に指定するとともに、本協定を締結する予定です。

なお、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても指定を取り消す場合があります。

第17 スケジュール

令和8年	9月1日（火）	指定管理者の募集の告示
	9月1日（火）～30日（水）	募集要領の配布
	9月8日（火）、10日（木）	施設見学会の開催
	9月11日（金）正午	質問事項の受付期限

9月18日（金）	質問事項の回答
9月24日（木）～30日（水）	申請受付
10月上旬	書類審査
10月6日（火）	面接審査（プレゼンテーション）
10月下旬	指定管理者候補者の決定、応募者への結果通知
11月中	仮協定の締結
12月	青梅市議会の議決
令和9年 1月以降	協定の締結
4月1日（木）	管理開始

第18 指定管理者の指定を受けた場合の主な留意事項

1 業務の引継ぎ

指定管理者の候補者として選定された団体等は、青梅市議会の議決後ただちに業務の引継ぎを開始し、指定管理開始時の運営に支障のないよう、十分な準備を行ってください。

なお、引継ぎおよび準備にかかる費用は、全て指定管理者の負担といたします。

2 事業報告書の作成および提出

指定管理者には、毎年度終了後60日以内に事業報告書を提出していただきます。ただし、指定管理者が年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の管理業務を開始した日から取り消された日までの間の事業報告書を提出していただきます。

また、事業報告書には、次に掲げる事項を記載していただきます。

- (1) 管理業務の実施状況および利用状況
- (2) 管理にかかる経費の収支状況
- (3) その他管理の実態を把握するために必要と認める事項

3 業務報告の聴取等

市は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務および経理の状況に関し定期的に、または必要に応じて報告を求め、実地に調査し、必要な場合は、指示を行います。

4 管理運営状況の確認、評価の実施

市は、青梅市指定管理者管理運営状況評価に関する指針（平成24年4月1日実施）にもとづき、管理運営状況の確認、評価等を実施するものとします。

5 法令の遵守等

業務を遂行する上で、関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。特に、第19に掲げる根拠法令等は、必ず内容を確認しておいてください。

6 経費に関する事項

- (1) 管理運営経費は、提案された金額をもとに、協議の上、額を決定し、この協議結果にもとづき、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として予算の範囲内で支払います。

なお、決定した維持管理経費の額は、原則として増額しませんので、事業計画書および収支予算書を作成する際には注意してください。具体的な支払時期や方法等は協議の上、協定で定めます。

参考までに、令和4～8年度の指定管理料（市から指定管理者に支払った金額）の状況を以下に示します。

令和4年度 8,754,000 円

令和5年度 8,847,000 円

令和6年度 8,822,000 円

令和7年度 8,902,000 円

令和8年度 8,884,000 円（予算額）

- (2) 指定管理者には、管理運営にかかる経理事務を行うに当たり、団体の現在の会計とは別に専用の会計を設けていただきます。

- (3) 本業務に関連する出入金の管理は、団体自体の口座とは別の口座で管理していただきます。

7 事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき理由により、業務の継続が困難になった場合は、市長は、指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止命令をすることができます。その場合において、指定管理者に生じた損害を、市は、賠償しません。

また、市に損害が生じた場合、指定管理者が賠償するものとします。

なお、その際は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの業

務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

8 その他

- (1) 備品については、現状のまま使用していただきます。ただし、指定管理者が管理業務に必要な備品を持ち込むことは可能です。
- (2) 指定管理者には、施設賠償責任保険に加入していただきます。
- (3) 指定管理者の責めに帰すべき事由による、施設および設備の破損、滅失に対する修繕費用等は、指定管理者の負担とします。
- (4) 小破修繕に要する費用は、指定管理者の負担とします。ただし、修繕を行う場合は、市と協議の上実施していただきます。
- (5) 指定管理者は、管理運営にかかる業務の全部を第三者に委託し、または請け負わすことはできませんが、業務の一部について委託することは可能です。その場合、第三者に対して、手続条例第11条の規定を準用します。
- (6) 指定管理者と市の責任分担については、別紙2「責任分担表」を参照してください。

第19 根拠法令等（参考）

関連する法令等の主なものを次に記載します。必ず内容を確認し、遵守してください。

- 1 地方自治法、行政手続法（平成5年法律第88号）ほか行政関連法規
- 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規
- 3 センター条例および同条例施行規則
- 4 青梅市情報公開条例および同条例施行規則（平成31年規則第6号）
- 5 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、青梅市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第7号）および青梅市個人情報の取扱いに関する管理規程（令和5年訓令（甲）第2号）
- 6 青梅市行政手続条例（平成8年条例第8号）および同条例施行規則（平成8年規則第1号）
- 7 手続条例および同条例施行規則（平成17年規則第6号）
- 8 消防法（昭和23年法律第186号）ほか消防関係法規
- 9 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第

20号)

- 10 施設維持、設備保守点検等に関する法規
- 11 その他関連する法規

問合せ・連絡先 郵便番号 198-8701
東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
青梅市地域経済部シティプロモーション課観光係
電話番号 0428-22-1111（内線2308）
E-mail div2070@city.ome.lg.jp